

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 187 回定例会・会議録

日 時 平成 31 年 1 月 9 日(水) 18:30~20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 石川、石坂、石田、入澤、桑原、三宮、須田、高桑、竹内、
田中、千原、町田、三井田、宮崎、山崎、吉田
以上 16 名
欠席委員 相澤、高橋、西巻
以上 3 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
水野所長 瀬下原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊所長
新潟県 原子力安全対策課 小島課長補佐
今井主任(安全対策係)
柏崎市 防災・原子力課 関矢課長 宮竹係長
杵淵主任 白川主査
刈羽村 総務課 太田課長 野口主事
東京電力ホールディングス(株) 設楽発電所長 森田副所長
佐藤リスクコミュニケーター
篠田防災安全部長
太田原子力安全センター所長
深澤電気機器(1・4号) GM
水谷土木・建築担当
武田土木・建築担当 山本地域共生総括 GM
徳増地域共生総括 G 永田地域共生総括 G
(本社) 長谷川立地地域部長代理 今井リスクコミュニケーター
(新潟本部) 中野新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 竹内事務局長 石黒主査 坂田主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第187回定例会を開催させていただきます。

改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いをいたします。

本日の欠席委員でございますが、相澤委員、高橋委員、西巻委員の3名でございます。三井田委員は若干遅れるとのことでございます。

それでは、本日お配りをしました資料の確認をさせていただきます。事務局からは「会議次第」、「座席表」「委員からの質問・意見書」でございます。

続きましてオブザーバーの配布資料の部数でございます。原子力規制庁から1部。資源エネルギー庁から2部。新潟県から1部。柏崎市から1部。東京電力ホールディングスから6部でございます。お揃いでしょうか。

それではこれから、議事進行につきましては議長からお願いをいたします。桑原会長よろしくお願ひいたします。

◎桑原議長

皆様お疲れ様でございます。改めまして、本年もよろしくお願ひ申し上げます。それでは議題にのっとりまして始めさせていただきますと思います。

まず、「前回定例会以降の動き」ということで、東京電力さんから刈羽村さんまで説明をいただきましたら、委員の皆様より質義に入りたいと思います。それでは東京電力さん、お願ひをいたします。

◎設楽発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

あけましておめでとうございます。発電所長の設楽でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

昨年12月に7号機の工事計画認可申請の補正書を提出することができました。現状でお示しできる工事完了予定時期は、2020年12月と、まだまだ先ではありますが、安全対策工事、そして運用面の課題など、福島第一原子力発電所の事故と同じような事故を二度と起こさないという覚悟をもって所員、そして協力企業の皆様と一丸となって着実に取り組んでまいりたいと思っております。

そのような中でありますが、本日、ニュースアトムの返信ハガキのうち、いくつかのハガキを、所内で見つけられていないということを公表しております。後ほどご説明をさせていただきますが、個人情報の管理は大変重要なことであって、この度のことを踏まえて、再発防止にしっかりと取り組んで参ります。またこういった普段の業務に対しましても、所員一人一人が自分事として自らやるべきことを考えて、そして実践することが大切ですので、このことをこれからは、さらに徹底して参りたいと思っております。

最後に、今年は柏崎市議会、そして刈羽村議会より発電所の誘致決議をいただいてから50年となります。私共にとって、福島の廃炉と復興が重要な課題ではありますが、これまで発電所として東京電力の社員を地域の一人として受け入れていただいた柏崎刈羽の皆様

に感謝すると共に、これからも共に歩んでいけるように、この地域の会を始め、皆様からのご意見や思いをしっかりと受け止めて信頼を取り戻せるように努力して参ります。今後とも引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。

それではさっそく資料の方のご説明を、森田の方からさせていただきます。

◎森田副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。それでは続きまして森田より、前回定例会以降の動きにつきましてご説明いたします。

お手元の「第187回地域の会定例会資料（前回定例会以降の動き）」と記載しております資料をご覧ください。最初は、不適合関係について、でございますが、今回は案件がございませんでした。

続きまして発電所に係る情報について、日付順にご説明いたします。

最初の12月11日、原子力社内カンパニー化等の組織改編に伴う保安規定変更認可申請の今後の取り扱いについて。続く、12月12日、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機原子炉設置変更許可申請書の提出について。さらにひとつ飛びまして、12月13日、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請の補正書及び柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置許可に関わる工事計画変更届の提出につきましては、本日の第2部のテーマとして別途ご説明させていただきますので、この場では割愛させていただきます。

従いまして、最初は12月12日、第4回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する会合、公開会合における当社説明資料のホームページ掲載について、からご説明いたします。資料のほうは10ページ目になります。

本件は12月12日に原子力規制委員会において、第4回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合が開催され、当社から、当初1号機の非常用ディーゼル発電機の出力低下及び過給機の軸固着に関する、現在までの調査状況についてご説明させていただいたものです。

10月15日より調査を行っておりましたが、タービンブレード付け根部分の疲労破損が原因と推定いたしました。また、軸が固着していないもう一方の過給機においても、一枚のタービンブレード付け根部に亀裂を確認しておりますが、こちらについても引き続き詳細調査を行ってまいります。今後も引き続き、原因の特定に向けた調査を進めると共に、再発防止策を取りまとめ、今月下旬を目途に原子力規制委員会へ報告をする予定でございます。

次は12月13日、ケーブルの敷設に係る調査、是正状況について。資料のほうは30ページ目になります。こちら継続案件でございますが、前回公表の11月8日以降、区分跨ぎケーブルを1本確認いたしました。是正数に変更はございません。

次は12月13日、防火区画貫通部の調査是正状況について。資料のほうは31ページ目になります。

こちら継続案件になりますが、前回公表の11月8日以降、1号機で2カ所、5号機で9

カ所の防火処置未実施箇所を確認いたしました。当該箇所につきましては準備が整い次第是正をいたします。

次は12月13日、荒浜側洞道内ケーブルの、ケーブル火災の調査状況について。資料は32ページ目になります。

こちらは11月1日に発生した、洞道内のケーブル火災の、その後の調査状況報告になりますが、公設消防との情報共有に係る課題の検討結果。それから、情報連絡遅れの検討結果、それから類似接続部の点検状況に分けて報告をさせていただきました。

それぞれ火災当日の対応状況、課題、対策等を整理すると共に、類似接続部の点検実施状況や今後のスケジュールなどを説明しております。また、本日ご用意した資料にはございませんが、12月19日に柏崎市消防署との合同消防訓練を実施し、報告させていただいた対策の効果等を確認しております。

続きまして12月13日、平成30年度、全戸訪問実施状況について。資料は39ページ目になります。

今年度は8月より、地域の皆様を、お宅を訪問させていただきまして、全体の60%、2万軒を超える方々にお会いすることができました。地域の皆様にはこの場を借りまして御礼申し曲げます。ありがとうございました。

頂きました、たくさんのご意見、ご要望は今後の業務運営に反映してまいりたいと思います。

次は12月19日、不適合の予防措置の不備について。資料は41ページ目になります。

当社は原子力安全に係わる不適合をその重要度に応じ適切に処置することにより、原子力安全を確保して参ります。予防処置の検討が必要と思われる不適合については、本社で改めて処置の用意を検討することになっておりましたが、一部の不適合について当該検討が未実施となっておりますので公表をさせていただいたものです。

次は12月21日、原子力災害対策充実に向けた考え方に係る当社の取組みについて。資料は44ページ目になります。

本件は2016年3月に原子力関係閣僚会議において決定した原子力災害対策充実に向けた考え方を踏まえまして、経済産業大臣から報告を求められたもので、2016年4月に提出した報告書を、以降の取組みを反映し現在の取り組み状況として取りまとめたものです。

第1章の事故収束活動プランでは、事故収束活動の体制、各原子力発電所の現状と安全対策などを示しております。

第2章、原子力災害対策プランでは原子力災害が発生した場合の事業者としての役割、支援体制。さらに福島事故の責任を踏まえた賠償、除染、復興推進な、活動などの状況を示しております。

続きまして12月26日、廃止措置実施方針の公表について。資料のほうは82ページ目になります。

本件は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。いわゆる原子炉等規

制法になりますがこの規定に基づき作成した廃止措置実施方針について公表したものでございます。

本方針は2017年の原子炉等規制法の改正により、当社を含む発電用原子炉設置者に対して2018年12月までに原子炉設、発電用原子炉ごとの作成及びインターネットでの公表を求められていたものです。今後少なくとも5年ごとに見直しを図っていくと共に記載内容に変更の必要性が生じた場合は遅滞なく対応、公表いたします。

次は12月26日、素材メーカーの不適切行為に関する当社原子力発電所への影響について。資料のほうは85ページ目になります。

当社は、東京計器株式会社及びKYB株式会社、株式会社川金ホールディングス、日立化成株式会社、株式会社トーカンの不適切行為に関し、当社原子力発電所への影響について、自主的に調査を行った結果、当社原子力発電所の安全性に影響がないことを確認いたしました。

次は、12月の27日の柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取組み状況について。資料のほうは87ページ目になりますけれども。前回より大きな変化がございませんのでご説明のほうは割愛させていただきます。

次は、冒頭、設楽から申し上げました、別刷りでお配りした資料になりますけれども、本日公表いたしました、柏崎刈羽原子力発電所事務本館内におけるニュースアトム返信ハガキの紛失の疑いについて、になります。

これは、昨日、事務本館内において、郵便物受領のために数えた返信ハガキの枚数と、その後の返信ハガキを管理するためのナンバリングをしながら数えた枚数が、一致しない、ということにより確認したものでございます。

当該ハガキには住所、氏名等記載いただく欄がございますので、個人情報の漏えいの可能性があるかと判断いたし公表いたしました。

尚、当該ハガキは、事務本館内のみで取り扱っているため、発電所構外に漏えいした可能性は低いと考えております。関係の皆様には心よりお詫び申し上げます。

続きまして、その他、の項目についてご説明いたします。

12月27日、新潟県よりご要請いただいた放射性物質を含む、浄水発生土の引き取りに関する回答について。資料のほうは92ページ目になります。

当社は、放射性物質を含む浄水発生土の引き取りについて、2016年3月に新潟県より改めてご要請をいただきました。12月27日にこれに対する回答書を新潟県に提出いたしましたので、お知らせいたしましたものでございます。

内容といたしましては、これまで関係個所とご相談をさせていただきつつ、引き取りの実現に向けて鋭意検討を重ねて参りましたが、法規制や住民の方のご理解等の課題がクリアできず、弊社における直接的な取引は困難、引き取りは困難であると判断いたしました。また、ご要請をいただいてから時間を要したにも関わらずこのような回答に留まることをお詫び申し上げますと共に、浄水発生土の処分に係る増分費用について、原子力損害賠償法

に基づき適切に対応する旨を回答しております。

最後は、福島を進捗状況に関する主な情報になりますが、説明のほうはこの後、今井リスクコミュニケーターよりさせていただきたいと思います。またあの、第二部のところで冒頭申し上げましたように適合性審査に係る審査の状況について、太田原子力安全センター所長より説明をさせていただきます。

それでは今井さん、お願いします。

◎今井リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

はい。それでは私、新橋本社の今井のほうから、福島第一の廃炉作業の進捗状況についてご説明させていただきます。

まず初めに昨日発生いたしました、福島第一の2号機の原子炉への注水ポンプの一時的な停止についてご説明させていただきます。当該資料がなくて恐縮でございますが、お配りしております、A3カラーの廃炉汚染対策の概要の2ページをご覧ください。

この2ページの中央の建屋断面図のイラストにも記載のとおり、福島第一の1号機から3号機につきましては、溶けた燃料の冷却のためにあの、現在も1時間あたり2~3立方メートル程度の水を注水しておりまして、従来は、その水源となるタンクが、一つでございましたが、2つ目が準備できたということから、安全性向上のために昨日、注水構成ラインの切り替え操作を実施した際に圧力の変動で2号機の注水ポンプが自動停止したものでございます。その後、直ちに再起動いたしまして、必要流量が確保されていることを確認し、原子炉の温度等に異常のないことを確認しております。尚、ポンプが停止した原因については現在調査を実施しております。

続きまして、従前の通りこちらの資料で主なトピックスを3点ほどご説明させていただきます。

戻っていただきまして1ページでございます。

資料右上に、福島第一3号機使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けた状況、という四角い囲みの中に赤字で記載のとおり、福島第一の3号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けましては、複数の不具合が発生したことを踏まえまして、昨年末まで安全点検を実施し原因究明並びに水平展開を図り、今年3月末の取り出し開始を目標に今後復旧作業や燃料取り出し操作訓練を進めていく予定でございまして、その旨を。資料2ページの右上に文字だけになりますが、工程も含めて記載させていただいております。

続きまして同じ資料2ページの中央上部にございます、福島第一の2号機の原子炉格納容器内の堆積物の接触調査の実施について、でございます。使用済み燃料プールの燃料取り出しに続きまして、デブリと呼んでおります、溶けてしまった燃料の取り出しに向けた調査も進めておりまして、2号機につきましては昨年1月の遠隔ロボットカメラによる原子炉格納容器内の内部調査におきまして原子炉下部のペDESTALという部位の全体に、堆積物があるということを確認しておりまして、今後、こちらのイラストにございます調査ユニットというものをフィンガー構造に変更する。要はつかんだり接触するようなタイプ

でございますが、そういったものに変更し、堆積物の性状、いわゆる硬さやもろさというものを確認する調査を実施予定でございます。調査に際しましては内部の気体が外部へ漏れにくい対策などを実施すると共に、習熟訓練を行い、今後、今年の2月ごろの着手を目指しているというところでございます。

続いて3点目が同じ資料の右下にございます、福島第一におけるアンケート結果を踏まえた更なる労働環境の改善でございます。

地域の会に皆様におかれましても、約5年前になりますが、平成25年の9月に福島第一をご視察なさったと伺っております。現在の福島第一の構内でございますが、資料右下5ページをご覧ください。こちら5ページの資料左の部分になりますが、放射線防護装備の適正化の欄にお示しの通り、事故直後は構内全域で前面マスク等の重装備が必要でございましたが、現在では除染並びに表面の舗装など、さまざまな対策がなされ、主にこのピンク色の1号機から4号機の周辺を除いた敷地の約96%、こちらグリーンの部分になりますけども。こちらにおいて、使い捨てマスクと一般作業服のみで作業できるようになりました。また同じ資料の右下に記載の大型休憩所でしたり、コンビニエンスストアの設置。また食堂においては温かい昼食の提供など労働環境の改善を図っているというところでございます。

また、資料右下、2ページに戻っていただきまして。現在、福島第一では平日約5000人の方が作業されておまして、更なる改善に向けまして、定期的に作業員の方々にアンケート調査を実施しておまして、福島第一で働くことにやりがいを感じているという評価をいただくと共に、一部、入退域管理施設までの移動などにご不満の声などをいただいておりますので、こうした意見を踏まえ、引き続き改善を図って参る所存でございます。アンケートの詳細な内容につきましては、当社ホームページに別途記載、掲載、公開しております。

東京電力からの説明は以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、規制庁さんお願いをいたします。

◎水野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の水野です。新年あけましておめでとうございます。今年もご指導のほどよろしく願いいたします。

以降の説明は座らせていただきます。

前回定例会、12月5日以降の原子力規制庁の動きとして、ご説明させていただきます。この間の原子力規制委員会につきましては、柏崎刈羽原子力発電所に関するトピックス等はございませんでした。

次に6・7号の審査状況についてご説明します。第660回の審査会合におきましては、保安規定変更審査に基づきます組織改編について、公開にて議論をいたしました。内容にお

きましては、ニュークリアパワーカンパニーというものについて、以前、適合性審査で確認した社長の責任等につきまして、口頭だけの説明で具体的な仕組みですとか制度が確認できないとの議論になり、その結果ではございますが、第 661 回の審査会合にて組織改編についての申請は取り下げる旨、審査会合で議論をしてございます。

第 663 回の審査会合におきましては設置許可基準の規則の改正ですとか、安全性向上に関して、6・7 号の設備について公開にて議論をしてございます。

次の法令通達に関する文書でございます。12 月 12 日におきましては、6・7 号の設置変更許可申請等受理をしてございます。この内容につきましては、上段にございます、第 663 回の審査会合にて議論をしている内容についての申請書でございます。また、12 日におきましては保安規定変更審査の取り下げを受理してございます。13 日におきましては設置変更許可に係る変更届を受理してございます。その下の、7 号機の工事計画認可の申請の一部補正と内容は同じでございます、工事計画を 2019 年 4 月完了から、工事を含めまして、2021 年 3 月完了ということの変更書を受理しているものでございます。

次に面談についてご説明いたします。12 月 3 日におきましては、1 号機の非常用ディーゼル発電機 B の異常につきまして面談をしてございまして、右側のタービンプレードに疲労亀裂が発生し破断していること等の説明を受けてございます。また、次の炉心スプレイ系配管の耐震評価の解析誤りにつきましては、事業者及びプラントメーカーの再発防止対策についての説明を受けてございます。以下、3 項目でございますが、保安規定変更認可の申請について、3 日、4 日、5 日と面談をしてございますが、これは 12 月 6 日の第 660 回の審査委員会を実施するにあたっての事実確認及び論点を整理しているものでございます。

公開会合でございますが、先月 12 日にトラブル等に関する公開会合として、先ほど面談のところで申しました 1 号機の非常用ディーゼル発電機の B 号機の異常について公開にて議論をしてございます。これは、タービンプレードが破損しアンバランス、回転するタービンプレードのバランスが崩れたことによりベアリングが変形し過給機が停止したという推測について説明を受けているものでございます。

一番下の、当事務所におきましての内容でございますが、先月末、27 日でございますが、当委員会の山中委員が柏崎刈羽原子力発電所の現地視察をしてございます。現地視察の目的でございますが、6・7 号機の工事の進捗状況について確認しているものでございます。

2 枚目におきまして、モニタリング情報でございますが、先月からこの期間におきまして、モニタリング結果に異常等は確認されてございません。

以上で説明を終わります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして資源、エネ庁さん、お願いをいたします。

◎渡邊柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。本年もよろしくお願
いいたします。

それではあの、着席でご説明させていただきます。

「前回定例会（平成 30 年 12 月 5 日）以降の主な動き」の資料ともうひとつ、資料 1、
資料 2 と銘を打たれたカラーの資料 2 つ、今回提出させていただいております。

まずエネルギー政策全般といたしまして、昨年 12 月 21 日に平成 31 年度予算案が閣議
決定されました。予算案につきましては、これから 1 月の半ばくらいから通常国会、召集
されまして国会でご審議をいただくことになっております。その中でまずですね、エネル
ギー関係でございますが、資料 1 のほうご覧いただければと思います。

平成 31 年度資源エネルギー関係予算案のポイント、という紙でございます、右の肩の
ところにちょっと小さくて読みづらいかと思うのですが、31 年度当初予算案、7804 億。こ
れに 30 年度、2 次補正予算案 294 億。これがですね、一応、31 年度の全体の、だいたいの
予算ということで考えていただければと思います。これに対しまして、30 年度の予算につ
き、予算が 7798 億ということになっておりますが、このところでですね、30 年度 2 次
補正予算をなぜ 31 年度に足すんだと。30 年度なんだから 30 年度に足すべきじゃないかと。
というふうに思われるかも知れませんが、実は補正予算というのは、翌年度の事業を先取
りしてその当該年度にやると、いう性質がございますので。えーここ、そういうこともあ
りますんで、30 年度 2 次補正ではあります、31 年度の予算のほうに。この表記では合算
して表記させていただいております。

資源エネルギー政策の基本的方向性につきましては、昨年、策定いたしました第 5 次エ
ネルギー基本計画の実効の為、政府の最優先課題である福島復興を着実に進めると共に
2030 年のエネルギーミックスの着実な実現、2050 年のエネルギー転換、脱炭素化への挑戦。
エネルギーセキュリティの強化に取り組むと。という方向性を打ち出しております。

以下、Ⅰの福島復興・創生に向けた取り組み。これ一丁目一番地におかせていただい
ております。それから、エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進。この
中に（4）として、原子力の安全性・信頼性・機動性の向上ということで平成 31 年度予算
案、1267 億円を計上させていただいております。

その次にⅢ．でエネルギーセキュリティへの強化、ということでこれが 2903 億円という
ことで。30 年度から比較すると一番、おそらく、増額された部分でございます。これは
あの、震災対応などで、インフラ対応、インフラの強靱化、それから国内資源開発の促進
というところですね、予算が重点化配分されて。されたものになっていると思います。

それで。定例会以降の主な動き、の資料に戻っていただきまして、1. エネルギー政策全
般ということで、先ほどの、原子力の安全性・信頼性・機動性の向上。ということで、平
成 31 年度予算案 1267 億円。前年度と比較しまして、マイナス 60 億円。マイナス約 4.6%
という金額でございます。主な事業といたしましては、多様な社会的要請に応える革新的
な原子力技術の開発。軽水炉の安全性向上のための技術開発。放射性廃棄物の最終処分等

バックエンド技術の開発。それから、原子力立地地域のエネルギー構造の高度化、対話促進等着実な立地地域支援、ということで、ここの内容といたしましては、電源立地地域対策交付金。それから原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業。そして、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業。ここのところが 56.2 億円ということで、他の予算はだいたいの概算要求よりも若干のマイナス査定をされておるんですが、ここの予算 56.2 億につきましては、概算要求額通りの財務書査定をいただいているところでございます。この中には、以前ご説明させていただきました、この地域の会をモデルにしました、地域共生プラットフォーム事業、これが含まれております。

尚、資料につきましては平成 31 年度、経済産業省関連予算の概要というのを下記の URL で公表しており、当事務所でもですね、平成 31 年度 資源エネルギー関係予算案のポイント、先ほどの資料 1 でございます。それから、平成 31 年度、資源・エネルギー関係予算案の概要というのをですね、紙媒体で配布させていただいております。

続きまして、エネ庁のホームページのスペシャルコンテンツをご紹介させていただきます。今回、12 月 5 日以降、本日まで、原子力関係、というのは特段ございませんでしたので項目のみ簡単にご説明させていただきます。

12 月 4 日には、水深約 1600m の海底に広がる未開の鉱物資源。海底熱水鉱床の可能性。12 月 11 日には。ああ、失礼しました。12 月 6 日には、日本でも海上の海の上の風力発電を拡大するために。12 月 11 日に、史上初、日本企業による大型 LNG プロジェクトがついに生産出荷を開始。12 月 14 日には、より強い電力インフラ・システムを作るために。災害を教訓に進化する電力供給の姿。12 月 19 日には、インタビューとして、将来をヨーロッパで最大の電源に。拡大する風力発電・加藤仁、前編。

次のページに参りまして、12 月 20 日に、同様にインタビュー。風力発電は大型化や広域利用も可能な再エネ政策として産業育成を。加藤仁、後編ですね。

それから昨日でございますが、1 月 8 日。XEV。次期、燃料電池ですね。X が付くのはそういう、そういう意味でございます。に必須のレアメタル。コバルトの安定供給にオールジャパンで挑戦。というスペシャルコンテンツを公開させていただいております。内容につきましては、当事務所でも紙媒体で配布をさせていただいております。

続きまして、電気事業関連、それから新エネ・省エネ関連の委員会関係でございますが、項目のみご説明させていただきます。

まず、電気事業関連につきましては 12 月 13 日に、次世代技術を活用した新たな電力プラットフォームの在り方研究会、第 4 回が開催されております。12 月 17 日には、総合エネルギー、資源エネルギー調査会の電力・ガス基本政策小委員会、制度検討作業部会第 27 回が開催されております。

12 月 18 日には、高速炉開発会議、戦略ワーキンググループ第 16 回が開催されております。次のページに参りまして、12 月 19 日には電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会第 14 回が開催。12 月 20 日には、高速炉開発会議の第 5 回が開催。12 月 21 日

には、電力・ガス基本政策小委員会、ガス事業制度検討ワーキンググループの第4回が開催されております。

続きまして、新エネ・省エネ関連でございます。12月13日に、新エネルギー小委員会の系統ワーキンググループ第19回が開催。12月14日には、省エネルギー小委員会、工場等判断基準ワーキンググループの第2回が開催され。次のページに参りまして、12月17日にはですね、省エネルギー小委員会、自動車判断基準ワーキンググループ及び。これ、国土交通省の審議会になります。陸上交通分科会、自動車部会、自動車燃費基準小委員会の合同会議第6回が開催されております。

12月25日には、省エネルギー小委員会の電気計算、電子計算機磁気ディスク装置判断基準ワーキンググループ第2回。

それから、同日、12月25日には、新、省エネルギー、新エネルギー分科会の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の洋上風力促進ワーキンググループ、及び、同様に、国土交通省の委員会でございます。港湾分科会、環境部会、洋上風力促進小委員会の第1回の会合が行われております。

12月26日には、電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入、次世代電力ネットワーク小委員会の第11回が開催されており。今年、昨日ですね、1月8日には、省エネルギー小委員会、建築材料等判断基準ワーキンググループが開催されております。

簡単ではございますが、以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いをいたします。

◎小島課長補佐（新潟県・原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課、課長補佐をしております小島と申します。よろしくお願いたします。

資料ですが、右肩に新潟県と書いてありますもので新潟県の前回定例会以降の動きを説明させていただきます。

まず1番目ですけれども、安全協定に基づく状況確認といたしまして、12月10日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に、発電所の月例の状況確認を行いました。

また、12月19日ですけれども、この月2回目になります。状況確認を実施しております。この際は、ケーブル火災を踏まえた対応ということで柏崎市消防さんと東京電力さんが合同の消防訓練を実施するというので、そちらを確認させていただきました。

2番目になりますけれども、原子力災害時の避難方法に関する検証委員会、避難委員会ですけれども、12月25日、第5回の避難委員会を開催いたしました。原子力災害時の対応ということで、事故情報との伝達体制や放射線モニタリングに関して、規制庁さんや東京電力さんからの説明をいただきました。また、福島第一原発事故時の避難状況について、その当時、県職員をされていた福島大学の天野特任教授にお越しいただきましてご講演を

いただいたところです。

3番目になりますが、発電所事故による健康と生活への影響に関する検証委員会を12月27日に開催をいたしました。アンケート分析による家族形態別に見た避難生活の課題等を報告いたしました。

その他、報道発表資料が付いております。12月13日には、東京電力柏崎刈羽原発7号機工事計画認可申請の補正書提出についての知事コメント。18日には、先ほどの避難方法に関する検証委員会の開催の案内でございます。

次のページへまいりまして、21日。これは、健康と生活への委員会の開催案内です。最後に、12月26日に、先ほど東京電力さんからもお話がありましたが、放射性物質を含む汚泥の引き取りについての回答ということで、これ回答があります、という文書が付いておりますが、その後の動きといたしまして、ちょっと資料にはございませんけれども、翌日の12月27日に東京電力さんから回答をいただいております。回答文書は、先ほど東京電力さんの資料、あの厚いものの一番後ろに付いている通りですけれども。長い時間がかかったということですが、直接的な引き取りは困難。というお答えをいただいたところです。それに対しまして、県といたしましては、年明けの昨日、1月8日になりますが、定例の記者会見におきまして、県の対応方針ということで発表させていただいております。主な内容といたしましては、県として汚泥の保管も限界に近い、東港のあたりに保管をしておりますけれども、その保管場所の容量があるということで限界に近いことから、また周辺住民の不安も考慮し、これ以上直接の引き取りを求めることは現実的ではないと判断し、法律に則り、当該汚泥を処分することとします。東京電力においては、処分にかかった費用について負担していただくことで責任を果たしていただきたいという方針でお答えをしております。

以上になります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎宮竹係長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市でございます。それでは、お手元の資料をもとに、前回定例会以降の動きを説明させていただきます。

1番の安全協定に基づく状況確認でございますが、先ほど新潟県さんからご説明がございました。12月10日に新潟県さん、刈羽村さんと共同で実施をいたしております。

2番でございます。12月20日ですが、原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画の修正を行っております。こちらにつきましては、昨年3月の新潟県広域避難の行動指針の更新、8月の市地域防災計画原子力災害対策編の修正、また、その後の県及び関係市町村との検討結果、施策の進展に伴う所要の修正を行ったものでございます。修正した広域避難計画は市のホームページに公開をいたしております。

また、本日資料の裏面に、修正要旨を記載させていただきましたので、後ほどご覧いた

だければと思います。

3番でございます。県原発事故に関する3つの検証ということで、12月の25日、27日にそれぞれ避難の検証委員会、健康と生活への影響に関する検証委員会の第5回の生活分科会をそれぞれ傍聴しております。

4番でございます。12月26日に原子力防災講座を行っております。ふれあい講座にお申し込みいただきました、柏崎刈羽市民ネットワーク様に市の広域避難計画に関する説明及び質疑応答を行いました。

前回定例会以降の動きは以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に。

◎宮竹係長（柏崎市防災・原子力課）

申し訳ございません。追加です。

本日お配りさせていただいた資料の中にですね、先回の定例会の際に桑原会長様から、11月21日の情報共有会議の席での櫻井市長の発言についてのご質問をいただいております。その回答を付けさせていただきましたので、こちらの方も後でご覧いただければと思います。以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口総務課主事（刈羽村）

はい、刈羽村の野口でございます。本年もよろしくお願いたします。

刈羽村におきましても、12月10日に新潟県さん、柏崎市さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しております。

以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きということで、東京電力さんから刈羽村さんまでご説明をいただきましたが、それでは引き続きまして、委員の皆様より質疑に入らしていただきたいと思っております。挙手の上、お名前を名乗ってからの発言をお願いしたいと思います。それではどうぞ。竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

はい、あの竹内です。お願いします。東京電力さんのほうから私の質問について、委員ご質問へのご回答ということでいただいているんですが、2つ目の質問の「構内にケーブルが通ってるところはどのくらいあるのか」ということと、「消防と、その位置とか地図を共有してますか」という質問をさせていただいたんですが、あの、一番下に、「尚、必要時には消防とも情報共有できるようにしています」というふうに書いていただいているんですけども、この「必要時」というのはどういう状態を示すのかな、というところをちょっと教えてください。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お願いできますか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の佐藤と申します。本年もよろしくお願いいたします。ご質問ありがとうございます。こちらに書かれている、必要時というものは今回のように火災で消防の方に通報し消火活動にあたっていただく、こういった場合をさして記載をさせていただいております。

◎竹内委員

えーと私、お願いなんですけども。火災の時に初めて共有するのでは、今回のようにいろいろミスが起きてしまうので、平時からきちんと情報として地図とか、位置とか、そういうものを共有していただきたいなというふうにお願いします。お願いします。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい、それでは他の方。あ、追加ですか。はい、どうぞ。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

そういった意味で必要な時には、現場で確認できるように図面をあらかじめ用意することとしておりますし、日にちを忘れてしまいました。12月初めだったと思いますが、消防さんが発電所のほうに来られて、今回、洞道で火災があったということで、洞道等の現場調査というのが正しいのでしょうか。洞道の内部をご確認いただくといったことは、お互いにさせていただいているということをご承知おきいただければと思います。以上です。

◎桑原議長

よろしいですか。

◎竹内委員

できれば、GPS を使ったような。きちんともう位置がはっきり共有できるぐらいのことをしていただいたほうが、今回のケーブル火災のいろんなこう、市民に与えた不安、消防に危険を与えたこととかを考えると、そのぐらいこう、積極的にやっていただけるとありがたいです。

◎桑原議長

要望ということでよろしいでしょうか。それでは他の方。じゃあ、高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力にお聞きしたいと思います。今回、汚泥の取り、汚泥の引き取りについて。まあ、引き取りはね、無理だと、困難だというふうな回答だったわけです。これ元々、平成24年に、泉田元知事が引き取るべきではないかと。で、その理由は福島第一原発事故の結果なんだと。で、その始末の問題なんだということで、ことが起こったと思います。で、平成28年に改めて、今ほどいただいたものでは改めて、ご要請いただいております。で、要請いただいております。引き取りにつきましては新潟県の皆様にご迷惑とご心配をおかけしております、というふうな話がちょっと、今日配られたプリントの中に入っております。

すが、確か平成 28 年の時には引き取る方向を 1 回示してらっしゃいますよね。引き取る方向を示して。ただ、時期や引き取りの方法については明言できない、しなかったと。で、再処理や引き取り方法について検討を重ねていくことにしています、ということで。一旦は引き取ります、ということ、引き取る方向を示していらっしゃったわけですよね。で、今回この、暮れの 12 月 27 日に引き取りは困難というふうなかたちで結論を出されたわけですけれども。元々これはあの、なんていうのか。福島事故の後始末の問題だと私は考えておりました。この後始末の問題で、引き取りは困難だとかというようなね。あの、答えで。あとはなんか、その後の処理の仕方は県で。県にこう、なんとなく丸投げのようなかたちになってることについて非常に私は、その東京電力の、その、事故の始末の仕方の責任の取り方の曖昧さというものを、とても強く感じてしまって。もしこういうことが行われているのであれば、柏崎刈羽原発で何か起こった時にも同じように後始末で。非常にあの、責任感のない対応が出てくるのではないかということをお聞きしたいと思っております。

で、ちょっとお聞きしたいんですけれども。今配られたプリントの中に、引き取りの実現に。花角知事あてに出した文書の中の真ん中ぐらいですけれども。「引き取りの実現に向けて鋭意検討を重ねて参りましたが、法規制や住民の方のご理解等の課題がクリアできず、引き取りは困難であると判断いたしました」と書いてあります。ここの「法規制」や「住民の方のご理解の課題がクリアできず」というのは具体的にはどういうことが、どういうふうクリアできなかったということなのかお聞きしたいと思います。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お答え願えますでしょうか。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。新潟本部の中野でございます。今、お話がありましたとおり、浄水の汚泥につきましましては、そういったことで新潟県の皆様に大変なご迷惑をおかけした事、大変申し訳なく思っております。

今し方お話のありました、平成 28 年に引き取りのご要請をいただいているというところでもありますけれども、私共どこまでできるのかを鋭意検討させていただいたのは事実でございます。しかしながら、法律等の課題がございまして、結果してできないということになってしまったこと、またこれだけの長い時間かかってしまったことも含めまして、お詫び申し上げたいと思っております。

法律につきましましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という、通称廃掃法といわれている法律でございますけれども、そちらで廃棄物の処理をするためには、廃棄物処理事業者でなければいけないと、ということが大きな根本としてございます。そういう中で私共は廃棄物処理事業者ではございませんので、直接受け取るということがなかなか難しかった。そういう中で、どのように検討していたかと申し上げれば、廃棄物ではなく何か処理ができないのかというようなことや、中間的に業者を含めた形で処理はできないのかということを検討してまいりましたけれども、なかなかその部分について、クリアすることがで

きなかったというところでございます。

住民の方々のご理解というところでは、我々が検討していた中で、今ある汚泥を活用中のご理解は難しく、結果として具体案にまで、作り上げることができませんでしたので、これ以上の具体的な課題についてはお答えをしかねる状況であります。そういう諸々の課題がありました中で、私共にできることを探ってきたわけですが、結果としてできないという回答になってしまったというところでございます。

◎高桑委員

もう少しちょっとお聞きしたいんですけども。廃棄物処理の資格がないということですが、これは会社としてそういうふうな廃棄物処理の資格を取るということは不可能なのですか。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

電気事業の中でそういった廃棄物の処理というところにはたどり着けなかったということでございます。

◎高桑委員

でも実際には、事故を起こしてね。たくさんのいろんな、始末しなければならない廃棄物が出てきているわけですので、なんとなくそれをお聞きしても私のほうとしてははっきりと納得できることではないのですけれども。もう少し工夫のしようがあるのではないかと、どこまでできるかと今おっしゃいましたけれども、どこまでできるかなくて、どこまでもしなければいけないことなんだ、なのではないですか。汚泥の処理というのは。福島事故の結果ですからね。で、そこを。そのところの観点が、どうも私はこう。情報を見ているも他人事のようなかたちでね。この汚泥の問題も含めて。確かにあの、先ほど紙を使って1号機から4号機までのね、処理の仕方っていうのはいろいろ説明されておりますけれども、事故の処理っていうのはそれだけではないですよ。例えば、この汚泥の問題もそうですし賠償の問題もそうですよね。その汚泥の問題、賠償の問題などにつきましては、どこか他人事のようなかたちで、なんか本気できちんと後始末をしようという、熱意っていうか、そういうあの、方向性がね。なかなか見えないところが私には非常に心配の種になっております。で、今お聞きしても、私もまったく、その廃棄物の処理のことやなんかについては素人ですのでよくわかりませんが、もう少しあの徹底して何とか引き取る方向。あるいは引き取れなければ東京電力が主体的に後始末をするという、その県が始末するのにお金を払いますというのではなくて、東京電力が主体的に始末をするというような、その姿勢というものが。なんか、見えないものなのかな、というふうな感想ですね。

で、繰り返しますけれども。1号機から4号機までのことをきちんとやるというのはもちろんですけども、事故の始末はそれだけではないですよ。いろんなところに波及している始末があるわけで、そちらの始末は何となく「関係ないよ、自治体でやって」っていうようなことが見えるような気がして非常にあの、私は心配しています。先ほども繰り返し言いましたが、繰り返しになりますが。その、そういう姿勢が柏崎刈羽原発にも通用

していくんだとすればこれはあの、安全に対する取り組みの観点の甘さというものを思わざるを得ないなあというふうに思っております。以上です。

◎桑原議長

えー、高桑さんよろしいでしょうか。はい。それじゃあ宮崎さん、千原さんで終わりにします。どうぞ。

◎宮崎委員

あー、今の高桑さんの話で不思議に思ったのは、まず一つ東京電力さん。東京電力に廃棄物を運搬する道具をですね、用意せよといったわけじゃないと。廃棄物を移動するには民間の事業者を使うということで十分できたわけですね。そういう点で、東京電力がそういうものを用意できなかったんじゃないかと、なぜその、廃棄物処理をするだけの事業者を動員するとか、協力を求めるだとか、なぜしてなかったのか、っていうのは一つ疑問でお聞きしたいと思います。

それで、これに関連して国のほうにも聞きたいんですけど。規制庁でしょうか。双葉町とか、今、福島第一のあの周辺で、この除染土壌ってたくさん、なんですか、塊になってますよね。あれを例えば。例えばじゃなくて、双葉町のどこかに収納する、それを国の方針として認められた方針だと思うんですが、そういう時に運ぶのは、やっぱり何か今みたいに東京電力にやりなさいということなんですか。民間をつかってでも動かすんですか。国の何か特別許可を持ったのが動かすというようなことになるんでしょうか。そのへん、どうですか。今の、高桑さんとやり取りを聞いてですね、国はこのまま黙ってていいはずじゃない。ことではないと思うんですが、これからも国が責任もって動かす、ことがあるんですか。どういう法を使って動かそうとしてるんですか、お聞かせください。

◎桑原議長

それでは初めに東京電力さんからの答えをお願いします。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい、東京電力の新潟本部の中野でございます。高桑さん、宮崎さんからお話しいただいた件につきましては、まあ本当にそういう意味では結果として私共は引き取ることができないということに尽きてしまうので、本当にそこは申し訳ないと思います。真剣さがないのではないかと、ということについては、私共としてできることを真剣に検討した結果ということでございます。この検討の長さというのは、この長くてご迷惑をおかけしていますけれども、その分、私たちができることはもう少しないのかということ考えた結果と考えております。

運ぶ、運ばないというところは、どこまでが東京電力として引き取るという話になるのか、ということも含めて、いろいろ検討した結果として、私共としては引き取ることができないということになったということでございます。

◎桑原議長

それでは規制庁さん、次にお願ひできますか。

◎水野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁の水野です。

先ほどの双葉等、1Fの周辺の汚染土壌等の処理について、中間貯蔵等で管理をするといったことは国の方針として決まっているものでございます。そういったところの処理、保管について所掌する官庁でございますが、環境省が主体となってやっている、といったところでございます。原子力規制委員会におきましては、発電所構内につきまして発生した廃棄物等は原子力等規制法に基づいて管理する、ということにはなっておりますが、我が国の法律体系としまして、発電所外での汚染土壌等につきましては、環境省が主体となってやるということになってございますので、当方、原子力規制委員会としての責任として指導するといった立場にはございません。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは千原さん、どうぞ。

◎千原委員

はい、千原と申します。本年もよろしくお願いたします。どうも。

まずそもそも論としてですね、汚泥は溜めておかなきゃいけないんじゃないでしょうか。これは県も東京電力もちょっと聞きたいんですけども。近隣の、例えば福島の近隣の、福島の中の汚泥はちゃんとやらなきゃいけないと。放射能は多いですからね。ところが福島以外の近隣ですね、ところでは、この汚泥に関してはどういう問題があったのか、なかったのか。というのは、これは遡るとですね、例えばがれきの焼却という問題があったわけです。で、新潟県は頑なに拒みました。でもやったところもありますけどもね。で、それを拒む、ということがその、要するにその、安全とかいろんなものでですね、やっているのか、もしくは安全じゃなくて感情的に拒んでいるのかどうかというものが一つ、私は懸念に思っています。で、もうちょっと話を大きくすると、東京都の知事がですね、豊洲と築地ですね。あれも結局何がどうなったかっていうのが、本当に安全になったのかどうか。で、ちょっと私どもはあの新聞見て情報見たってよくわからないけど2年後にちゃんと豊洲に移っているということ。で、今のこの汚泥の問題はですね、まず汚泥っていうのがこう、あるわけですけども、それをふつうは県のほうで除去するわけです。で、今回、この東京電力の放射能が若干あるっていう、いわれているその汚泥は、県はプラス付加価値をつけて、付加価値っていうか何かを付けて処理をするのか、通常今まで。7年前にやっていた汚泥の処理の仕方で行うのか、っていうこともちょっと聞きたいんですね。

それで、今まで相当の、何百億っていう金を多分その、東京電力からもらっているんですけども。それは一時溜めておくだけのものか。でもその中ではその放射能があって、その放射能の管理のために何かやったのかですね、その金がどういうふうにするのか、移行したのか。本来なら、通常であればその汚泥っていうのは県が自分で処理しなきゃいけない、動作があるわけです。あの放射能の通常の時、放射能がない時ですね。で、それと今、これからやる作業っていうのはその放射能を除去するための汚泥をしてから、汚泥を処理し

てからその廃棄するのか、何かに、コンクリートに使うのかどうか、っていうことがちょっと私共わからないんですよ。その今ある汚泥に対してですね。それをちょっとお聞きしたいんですけどね。ええ。

◎桑原議長

えー、それじゃあ新潟県さんに、っていうことでよろしいのでしょうか。

◎千原委員

ああ、それから近隣のあれで東京電力さんにも。

◎桑原議長

それじゃあ、新潟県さんの後で、東京電力さんお願いをします。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県原子力安全対策課の小島です。今回の汚泥につきましては、新潟県の企業局が所管をしております浄水場。正確には工業用水、東港の工業用水のですね、浄水場の汚泥ということになります。川の水を取水して、それを浄水するという過程の中でですね、汚泥というかたちで発生土。土が発生します。これ自体は事故前は有価物として例えば農業用だとか、そういったところにも、逆にいい土だということで使っていたような土だったというふうに聞いております。企業局によれば、そういった有価物として扱えるというようなものだったということです。

今、千原さんから質問のありました、処理方法が変わったのかということであれば、処理の方法自体は、変わっておりません。変わっておらず、浄水をしてその沈殿をした汚泥といわれる、まあ発生土の部分です、天日乾燥したりしているということです。それについて今までであれば有価物として売れた、そういったものがあつたものを、それが県の方針としてですね、放射性セシウムが入ってしまったということで、東京電力さんにその放射性物質を放出した責任ということで引き取ってくださいということをお願いしたという経緯がございます。その段階におきまして、その汚泥をどこで保管しておくか、ということで今東港の用地がありましたので、そこにちゃんと地面に浸透しないようなシートを敷きましてですね、その上にパック詰めをして積み上げて保管をしていたという状況になっております。その部分の費用については、事故前であれば、有価物として売っていたものが、その専用の用地にですね、保管をしているということで追加費用として、そこへの運搬ですとかそのパック詰め、さらには飛散防止用のシート掛け、まあそういったものが余計に費用として掛かっていると聞いております。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お願いをいたします。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

はい。東京電力中野でございます。

汚泥につきましては、~~まあ~~放射性物質に関する特別措置法が事故後できております。これに基づいて、その汚泥に含まれる放射性物質の濃度によって処分の方法が決まっている

状況でございます。私共といたしますと、それにかかる費用、今、新潟県様がおっしゃられたような費用などについて、原子力損害賠償法に基づいて適切にお支払いをさせていただくことになっております。

◎桑原議長

ありがとうございました。千原さん、よろしいでしょうか。

◎千原委員

あの、東京電力さんには近隣の。例えば埼玉とか栃木とかっていうのもそのへんの問題があったのかどうかということをお聞きしたかったわけですね。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

申し訳ありません。もし汚泥が発生しているところにつきましては、その法律に基づいて、その濃度に応じて法律の中で処理がなされているところでございます。お答えになってますでしょうか。東京電力としては、引き取るということではなくて、上水道であればその発生をさせたいらっしゃる企業様のほうで処分をされているということでございます。

◎千原委員

そうですね。ということは新潟県独自の問題で当時の県知事がまあどういふあれを持ったかわかんないんだけど、すで、ちょっと汚泥をまとめてあれしようと。でも新潟県の中でもその、今言ったみたいにその、東港の近くの浄水場だけなんです。他のところでは、例えば上越とか向こうのほうではやっているのですか、いないのですか。そういう全般の内容が全然わからないですね。それともう一つは、今これから処理。もしね、するという。今どれぐらいの放射能の。放射能っていうかセシウムの数値があつて、その、こっちのほうは問題ないとか、そういうその区別が必ずあるはずなんですけども。まあ日にちが経っているわけですからね。そういうところが全般に見えないで、なんかモヤモタしたところで金だとか、引き取る、引き取らないっていう話がやってるんじゃないですか。

◎桑原議長

新潟県は今そのへんのところはお答えできますか。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

あの、答えられる範囲で。

◎桑原議長

はい。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県の企業局の汚泥に関しましては、新潟の臨海工業用水道とですね、今ほどご指摘いただいた上越もでございます。上越につきましても、放射性セシウムが入ったものについては保管をしております。但しこちらは今現在においては、汚泥の中にですね、セシウムは検出されておられません。ただ、事故当時に出たものについてはそのまま保管をしております。（新潟の臨海工業用水道と）同様に。

◎桑原議長

どうぞ。

◎石坂委員

放射性。はい、まあ放射性を含んだその浄水汚泥ですけれども、キロ当たり 100 ベクレル以下は通常の放射性物質として扱う必要がないというふうに聞いてますけれども、そういったものが混じっている部分はないのでしょうか。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

それも併せて保管をしております。100 ベクレル以下も含めてですね、発生土を保管しているという状況になっています。

◎石坂委員

あの今、上越でもそういうのがあって話を聞いて、ご説明の中でですね、当時。その当時に出たものを全部まとめて保管しているというお答えがあったので、ちょっとおかしいなというふうに思った部分なんですけども。そのあたりも含めて全部、こういった放射性物質として扱うという求めをされているということ、そういうことなんでしょうかね。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

そうですね。上越において、今現状では検出されない、いわゆる N/D という（放射性物質の検出結果の）数字が出ない状況になっておりますので。ですけれども、新潟においては今現在も検出されておりますので、そこも含めて保管をしているという状況です。

◎桑原議長

よろしいですか。はい。えーと、今の関連の部分ですか。じゃあ石田さん、じゃあ、どうぞ。

◎石田委員

すいません。あの、私、東京電力さんにちょっと提案というか。今の話についてなんです。説明を聞きながら、その県とかいろいろのところの関連のいきさつはともかく。我々は汚泥処理業者ではない、というその言葉がすごい私たちの気持ちを逆なでしたという、今、そういう思いがします。どこかでこういう話の説明をするときに、願わくはそういう言葉は使わないでほしいと思います。我々は汚泥処理業者ではない。だって事故を起こした張本人なのに、我々は汚泥処理業者ではない、というその言葉がいろんな人たちの話を聞きながらだんだん私不満に感じてきました。こんな言い方ないなあ、というふうに思ったので、ひとつこれ提案です。もしかして他所のところでもこういう話をするときに、そういう言葉は使わないでほしいと思います。それはうまくいく話もうまくいかなくなると思います。以上です。

◎桑原議長

それはご意見ということで。

千原さん、最後に何かあります。

◎中野新潟本部副本部長（東京電力ホールディングス（株）・新潟本部）

申し訳ありません。以後気を付けたいと思います。

◎千原委員

すいません、もう一度。で、今溜めてあった汚泥をですね、これから処理をするわけですね。業者が処理をするか、県が。県も業者に頼むわけですね。その業者が処理をするときに。私、最初っから言ってるんですけども。どういう。今まで、7年前に遡った同じような処理の仕方ですら処理をして廃棄するのか。で、今さっき売れないっていったんだけど、その、売れるためにはどういう、その処置をしてですね。やっていってその、あの、今のある、溜めてあるのをみんな整理していくのか、ということ聞き、聞かしてもらいたいですよ。と、いうのは売れない。その私が言うのは、当時の知事がどういう思いでそれを止めたかっていうことなんだ。すべてね。で、売れないから止めたのか、すこし放射能があるのは、その、どういっていいかな。その、近隣住民の健康とか何かで問題があって止めたのか。ただシートをかぶせてあるだけなんです。そういうところで非常になぜ止めたかっていうのが、疑問に思ってるわけですから。じゃあお願いします。

◎桑原議長

あの、新潟県さん、そのへんのところっていうのはお答えできます。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。当時の知事がどう思って、っていうことなのですけども。28年度段階において、新潟県から東京電力さんに、文書で引き取りについて要請をしておりますけれども、その中でも、放射性物質を放出した責任ということで引き取ってくださいというお願いの仕方をしています。なので、今、千原さんがおっしゃられたようなですね、どのような気持ちっていうところまでちょっと、踏み込んで私、お答えはできませんけれども、公式には、放射性物質を放出した会社の責任として引き取ってくださいというお願いの仕方をしています。

◎桑原議長

ありがとうございました。

◎小島原子力安全対策課長補佐（新潟県）

処理の方法については、企業局が担当することにはなりますけれども、今後、入札を行って処理の方法を決めていくということなので、現段階において県としてこういう使い方をもう指定して、っていうことではなくてですね、より安い方法で処理ができるように入札を行って、ということになります。

◎桑原議長

まああの、新潟県さんのほうではあの、来月の定例会でもよろしいですんでね、今後のその、入札してどういうふうになるとかっていう一連の流れみたいなものを、もし説明出来たら次回にちょっとしていただければな、と思います。

それではですね、前回定例会以降の動きの質疑はこれで閉じさせていただきます、5分ほどちょっと休憩を取りまして。7時50分再開をしたいと思いますんで休憩に入ります。

◎桑原議長

えー、それではですね、間もなく定刻になりますので委員の皆様は着席をお願いしたいと思いますが。

◎桑原議長

それではですね、(2) に入りたいと思います。(2) については、新規制基準適合性審査に係る申請状況について、ということで東京電力さんのほうから説明をお願いしたいと思います。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい。東京電力の柏崎刈羽原子力発電所、原子力安全センターの太田でございます。それでは私、太田のほうから新規制基準適合性審査に係る申請状況等につきまして、資料をもとにご説明させていただきます。

1 ページ目の下のページをご覧ください。本日のご説明内容につきましては3点でございます。一つ目といたしまして、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の原子炉設置変更許可申請書の提出について、ということで昨年12月12日に提出した内容についてのご説明でございます。

2点目としまして、同じく柏崎刈羽原子力発電所の7号機について工事計画認可申請の補正書を提出いたしました。提出日は12月13日でございます。その内容についてのご説明です。

3点目といたしまして、原子力社内カンパニー化等の組織改編に伴う保安規定変更認可申請の今後の取り扱いについて、ということで12月11日に公表した資料、その翌日の12月12日にいったん取り下げということを行っておりますが、その内容についてのご説明でございます。

それではまず、2ページの上のページをご覧ください。一つ目の内容としての原子炉設置変更許可申請の概要についてのご説明でございます。

2点、おさらいでございますが、原子炉設置変更許可申請につきましては、福島事故後の新規制基準への対応としまして、2013年の9月に原子炉設置変更許可申請を提出させていただきました。その後、原子力規制委員会の審査を経まして2017年の12月に許可をいただいております。その後の、改めての原子炉設置変更許可申請というものを昨年12月12日に行って現在審議をいただいている段階だということでございます。

その内容につきまして、上に囲ってある部分でございますが、新規制基準施行後の規則の改正への対応、あるいは安全性を向上させるための設計変更などに伴って原子炉設置変更許可の本文などの記載が一部変更になるということになります。これに伴いまして、発電用原子炉設置変更許可申請を行った、ということでございます。具体的にどこが対応になったのか、ということが下に書いてございます。

大きく2つございます。一つが新規制基準施行後の規則の改正への対応でございます、

その中には2つございます。1つが内部溢水による管理区域の外への漏えいの防止、2点目が地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持。この2つについて、規則が改正されたことへの対応ということで今回の申請の内容となっております。

2点目としまして、安全性向上のための設計変更に伴う変更としまして、浸水防止設備の変更を行う、ということで設置変更許可申請を出させていただいているという内容になります。

2ページの下のページをご覧ください。今申し上げましたうちの1点目、規則の改正のうちの1つ目でございます。内部溢水による管理区域の外への漏えいの防止についての内容です。

内部溢水による管理区域の外への漏えい防止について、改正された設置許可基準規則に整合させた記載に設置変更許可の本文を変更するというものでございます。具体的には、規則がどう変わったのかということについて、改正前、改正後という表になって示しております。左側の改正前のところの下線を引いた部分でございますが、従来の規則ですと「内包する容器または配管の破損によって液体があふれた場合」となっております。一方改正後の方は、特にこの「破損によって」という文言はなく、設備などからの液体のあふれ出た場合というふうになっております。新しく規則が変わった内容を反映して設置許可の本文に記載し、このような設計方針で対策を講じます、ということ述べたものでございます。

「また」以降のところでございますが、詳細設計の進捗に伴いまして、サブドレンポンプを強化することといたしました。このサブドレンポンプと申しますのは、下に絵がありますけれども、建屋の周りに設置しているポンプでございます。地下水を汲み上げるためのポンプでございます。

強化と申しますのは、具体的にはいわゆるSs、これは基準地震動の一つなんです。この基準地震動に対して壊れないように機能の維持を図る、あるいは非常用の電源から取るというふうにポンプの機能を強化することとしています。これによって地震後においてもサブドレンポンプによって地下水の水位上昇を抑制することができます。これによって万が一、地震が生じて建屋の微小なひび割れが生じたとしましても建屋の地下部のひび割れからの浸水ということを確実に防止する設計に変更することとしました。

この変更申請に合わせて、この内容、サブドレンポンプの強化という内容を添付書類に反映しております。この設計変更は、設置変更許可申請の本文の記載の内容ではないのですが、この機会に添付書類に反映をする、という内容でございます。

それでは3ページの上のページをご覧ください。

規則の改定のうちの2番目でございます。「地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能維持」の部分でございます。

規則の改正に伴いまして、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能についての要求が明確化されました。このことから、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持にかかる設計方針

を設置変更許可申請書の本文に記載することとしております。

この規則の内容ですが、具体的には燃料集合体を炉心の中に装荷して運転することになるわけですが、運転時に生じる荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件でも炉心の中の燃料被覆管の強度に十分な余裕を有して、被覆管の中に入っております放射性物質の閉じ込め機能に影響を及ぼさない設計とします、ということを設置変更許可申請書の本文に明記をするということでございます。

具体的には、このカッコの中に示されているような燃料被覆管の応力の評価でありますとか、累積疲労サイクル評価という疲労評価をすることになります。この評価結果につきましては後段の工事計画認可の詳細設計の中でお示しすることになります。

端的に申し上げますと、炉心の中に装荷している被覆管については、地震が来た時にも損傷しない設計とすること、ということについての方針を本文に明記したということでございます。

はそれでは3ページの下ページをご覧ください。

こちらが、今回の設置変更許可申請の内容の2点目として、安全性向上のための設計変更に係る内容でございます。具体的には浸水防止設備の変更という内容になります。

細設計の進捗に伴いまして、関連する本文の記載を変更する必要があります。具体的には2つの観点での変更になります。1点目が上の矢印で書いてある部分でございます。タービン補機冷却海水系の隔離インターロックの設置に伴う浸水防止設備の一部取り下げ、と書いてありますが、これは何のことかと申しますと下に絵がございます。こちらの右側、壁の右側から津波が来ているような絵がございますが、このような津波が来た時に、タービン建屋の地下2階に水が浸水することが考えられます。その際に地下1階の部分に緑色で示している機器がございます。これが防護対象設備としまして、浸水に対して被災してはいけない重要機器でございます。ですので、地下2階に浸水してきた水が地下1階まで影響を及ぼさないように、ということで止水のハッチを設けたり、浸水防止ダクト、あるいはダクト閉止板というものを設けて地下2階から地下1階に水が上がってこないように、という対策を施すこととしておりました。その後の詳細設計によって矢印の右側に書いてあるように、安全性を向上させる対策を取ろうということで、今回の設置変更許可の申請をしております。

具体的には、津波が来た時に、その津波の影響を建屋の中にできるだけ及ぼさないようにしようということでございます。

一番右側にピンク色っぽく書いてあるものがございますが、これがタービン補機冷却海水ポンプというポンプがございます。この地下2階に水が漏れている、溢水している、ということを検知しますと、その検知した信号によって今申し上げましたポンプを止める、そしてポンプの左側にありますところ、文字がつぶれて恐縮なんです、ここに弁があります。この弁を隔離して閉じるという動作をするように変更することを考えています。これによりまして、津波によって水が入って来る量を減らすことができる、地下2階から地

下 1 階まで水が上がってこないように、溢水の量を抑えることができるということでございます。これによりまして、左側の絵に書いてあります止水ハッチであるとか、浸水防止ダクト、こういった設備が、もう付けてはいるんですが、設置変更許可上は必要なくなるということになります。従って「一部取り下げ」という表現でこの中には示しております。このように安全性を向上させる、ということについての申請が 1 点目でございます。

2 点目については、下の絵にあります内容のところでございます。「津波に対する止水対策範囲の変更に伴う浸水防止設備の個数の変更」とあります。これはまた何ですか、ということなんですが、左の絵、矢印の左側、これが現状許可をいただいた内容のところでございます。水が入ってくるエリアについて、循環水ポンプエリアと色を付けているところがあります。ここまでは水が入ってくるんですけども、ここから外に水の影響を及ぼさないために浸水防護バウンダリという境界を設けて、水が外に出ない、という境界を設けています。矢印の右側なんですが、この境界の壁について、もうちょっと上のほうに壁を設けて、ここを浸水防護のバウンダリにしようということを考えております。これによりまして、浸水するエリアが若干少なくなるということが対策となります。

で黄色く書いてあるところ、ここに「水密扉」という文字があります。ここに水密扉を 2 つ追加することを考えております。設置変更許可申請の本文に水密扉の数が書いてありますので、水密扉の数が増えるということから設置変更許可申請の本文に書いてある記載が増えるということから、申請の案件となるということになります。

以上が今回の、昨年の 12 月に改めて設置変更許可申請を出させていただいた内容の概要でございます。

はそれでは 4 ページの上は参考ですので飛ばさせていただきます。4 ページの下ページをご覧ください。本日のご説明内容の 2 点目の内容に移ります。2 点目としまして、工事計画認可申請の補正書というものを昨年 12 月に出させていただきました。

でこの補正って何ですか、ということについて、下に経緯を示しております。元をたどりますと、2013 年の 9 月 27 日、この日に新規制基準対応といたしまして、3 つ同時に申請をしております。すなわち、6・7 号機の設置変更許可申請書、その詳細設計であります工事計画認可申請書、さらに運転に入った場合の具体的な手順などを示した保安規定変更認可申請書、この 3 つを申請いたしました。このうちの設置変更許可申請につきましては、一昨年の 2017 年 12 月に許可をいただいております。従いまして、工事計画認可申請と保安規定変更認可申請は、現在申請が継続しているという段階になります。この状況ではありますが、設置変更許可をいただきましたので、設置変更許可として記載されている内容を工事計画認可として申請している詳細設計の記述のほうに反映する必要がございます。その準備に 1 年をかけまして、昨年 2018 年の 12 月に工事計画認可申請書の記述を変更するという補正書というかたちで提出いたしました、というのが経緯でございます。

で困っている中でございますが、工事計画認可申請と申しますのは、いわゆる原子炉等

規制法に基づく手順、手続きでございます。上段の原子炉設置変更許可申請で記載されております基本設計方針を元にしまして、詳細な設計を記載しているもの、そしてその内容が技術基準を満足しているかどうか、ということにつきまして、原子力規制委員会に審査をいただくためのものが工事計画認可申請でございます。

この工事計画認可申請書につきましては、大きく本文と添付書類の2つに分かれます。本文のほうは申請者の氏名、名称、工事計画、あるいは工事の工程表、変更の理由など、というものが書かれたものでございます。この、本文に添付するもの、こちらが膨大な書類となって参ります。添付書類としまして、各機器の詳細な内容を記載した添付書類としまして、様々な説明書でありますとか図面、また耐震の計算書、強度計算書などといった書類が添付書類として付いてくることとなります。これらをまとめて工事計画認可申請と呼んでおります。

では5ページの上のページをご覧ください。

まず(1)としまして、昨年の12月に工事計画認可申請の補正を行ったわけですが、その内容については昨年の12月に許可をいただきました原子炉設置変更許可申請の内容に基づきまして工事計画の基本設計方針に反映をしているということでございます。具体的にどこに反映しているかということを示したのがこの表でございます。施設の区分に応じて主な設備、こういうところに変更が加わっております、という内容でございます。

既存の設備に変更が加わっているものと共に、新規制基準の対応として新たに加えられた設備などもこの中に入っております。例えば2番の「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」というところを見ていただきますと、可搬型代替注水ポンプ(A-1級)と書いてあります。これはいわゆる消防車でございます、原子炉や使用済燃料プールに注水するための設備として用意しているものでございます。また一番下の15番「緊急時対策所」というところを見ていただきますと、まさに設備としては緊急時対策所になります。これは現在5号機の原子炉建屋の中に準備を進めております緊急時対策所があるわけでございますが、その詳細な設計について記載していくということになります。

5ページの下ページをご覧ください。2点目としまして、工事工程表の見直し、でございます。

7号機の工事の完了予定時期としまして、2020年の12月、という線を引いております。下に線が引かれておりますが、この黒い線は現地の工事の期間を示しております。その下に黒四角ですとか、菱形、三角、四角、という点線で示している線がございます。これらはいずれも使用前検査の期間を示しております。

工事完了の時期、と申しておりますのは、現地の工事の期間及び原子炉を起動する前の検査の期間を私共は工事の完了時期と呼んでおります。すなわち、この黒い線とそれから菱形の点線、ここまでが終わると工事の完了時期、ということになります。従って2020年の12月ということになります。この線を引いておりますが、工事の完了時期につきましては、工事の進捗状況などによって今後変更となる可能性がございます。

また工事の完了時期を書いてはございますが、これは再稼働の時期とは異なります。再稼働につきましては、地元の皆様のご理解が大前提でございますので、その観点での記載でございます。

で点線としましては2020年度の1月から3月のところに三角あるいは四角の点線が記載されております。2021年の1月から3月ということになります。三角と申しますのは左下に注釈がございます。発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時に行う使用前検査です。また、四角については、工事の計画に係るすべての工事が完了した時に行う検査でございます。これらは原子炉の起動を伴う検査ということになるわけですが、右下に赤色で書いてございますとおり、原子炉起動を伴う検査の期間につきましては、申請書の書式上、記載しなければならないものでございますので、過去の前例に倣って仮に定めたものでございます。原子炉の起動を伴う検査は、地元の皆様のご理解を大前提に進めていくものでございますので、この工程ありきということではないということをご理解いただければと思います。

6ページの上のページをご覧ください。

(3)といたしまして、工事計画認可申請の本文の記載で、どのような記載がされているか、という一部の抜粋のご紹介でございます。表がございまして、この表は工事計画認可申請の中の要目表と呼ばれている表でございます。この表は名称のところにありますように、復水移送ポンプについての記載をしているものでございます。

で今回の変更前、変更後のところを見ていただきますと、左側が変更前、右側が変更後、でございます。四角で囲ってあるところは、ノウハウ表記に係るところですので、具体的な数字は書いていないんですけども、変更前と変更後を見ていただきますと、変更前は1行の記載なんですけど、変更後の方は2行書きになっているところがあるということがご覧いただけるかと思います。すなわち、変更前の方につきましては、書いてある値は公称値が記載されております。一方の変更後につきましては、2段書きになっておりまして、上段は従来通りの公称値の記載が書かれております。その下段の方なんですけど、下段のほうには重大事故などが起きた時の仕様値が記載されております。このように変更後においては、事故が生じた時の仕様値を記載するというところで変更をしている箇所がございます。

でもう1点としましては、ポツが2つありますが、下のほうのポツ、でございます。先ほど申し上げましたとおり、新規制基準対応としまして新たに設置した機器がございまして、この新規の設備についての仕様値を追加記載しているということが新たに加わったところでございます。高圧代替注水ポンプでありますとか、先ほど申し上げました可搬型代替注水ポンプという消防車、あるいは電源車といった新たに設けた設備がございまして、これらの仕様値を追加記載した、というのが今回の変更部分でございます。

それでは6ページの下ページをご覧ください。

(4)といたしまして、記載の内容として各設備、あるいは機器の強度や耐震に関する評価方針など、計算書を作成するための方針を記載したものが今回の補正書の中に書かれてご

ざいます。

具体的には、耐震設計の基本方針、強度計算の基本方針、あるいは竜巻への配慮に関する説明書でありますとか、溢水防護に関する説明書などの方針が書かれたものが添付されております。

このような内容につきまして、昨年12月に工事計画認可申請の補正書を提出させていただきました。

最後に、次回以降というところなのですが、今回の内容がすべてではございません。今後も原子炉設置変更許可の基本設計方針に基づきまして、各施設の詳細設計を反映した補正書について、準備が整い次第提出する予定としております。この補正書については先ほど申しあげましたような図面でありますとか、強度計算書、耐震計算書、といった添付書類が必要になって参りますので、これら順次、準備を進めている段階でございます。これらが準備できた段階で、1回あるいは2回に分けて、これはまだわかりませんが、順次提出をさせていただく予定としております。

それでは7ページの上のページをご覧ください。本日も説明する内容の最後の点、3点目でございます。保安規定変更認可申請について、でございます。

保安規定変更認可申請につきましては、これもおさらいでございますが、先ほど申しあげました通り、新規制基準対応の保安規定変更認可申請につきましては2013年に申請をさせていただいたものが継続中でございます。このページでご説明していますのは、それとは別な保安規定変更認可申請のお話でございます。

昨年11月20日に、ニュークリアパワーカンパニー、という社内カンパニー制についての組織改編関連について、保安規定の変更認可申請をさせていただきました。その後、先ほど水野所長からもご説明がありましたように、審査会合で議論をしていただきました。その結果、以下の3つの論点が抽出されております。

1点目としまして、社内カンパニー化に伴って、社長の責任の所在が変更されないこと、でありますとか、社長が原子力安全に対しより強い責任を果たすことができる体制及び仕組みとなっているのかどうか。2点目として、社内カンパニー化に伴い、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進め、福島第一廃炉推進カンパニーとの連携を一層強化する体制及び仕組みとなっているのかどうか。そして3点目として、今申しあげました1及び2を実現するための体制及び仕組みであることが7項目に対する回答との関連性を含め、保安規定などへ明確化されているのかどうか、という3点についての論点が抽出されました。ここで申しあげました7項目、と申しますのは、原子炉設置変更許可申請について審査をさせていただいている中で、7つの内容について社長が約束をした項目がございます。その7項目のことでございます。これらについての論点が抽出された結果としまして、2018年12月11日、審査会合での論点を踏まえまして、より良い社内カンパニーを実現するため、改めて保安規定変更認可申請をさせていただきますということを審査会合にてご説明させていただきました。そしてその翌日の12月12日に保安規定変更認可申請につきましては、

一旦取り下げさせていただくという手続きを取らせていただいております。

以上、12月に設置変更許可申請、工事計画認可申請、あるいは保安規定変更認可申請ということで様々な手続きが動いておりまして、今回まとめてご説明をさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。

それではですね、新規制基準適合性審査に係る申請状況について、ってということで東京電力さんから説明をいただきましたが、ご意見、質問のある方は挙手の上、お名前を名乗ってからの発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、吉田さん、どうぞ。

◎吉田委員

あの、避難計画に係ることなので、この新規制基準の、この今の説明に書かれていないことをちょっとお聞きしたいなあというふうに思ってます。それはですね、水系の問題ですね。あの福島事故の時に3時過ぎに事故が起きて、実際はもう7時過ぎ、8時近くにはもうメルトダウンが起きて、燃料が下に溶け落ちていたにもかかわらず、水位はまだしっかり、上のほうまであるというふうなことで。その当時、なんかあのニュースとかを見ると右往左往して確実なその水位を確認することができなかったということを聞いています。それであの、この水位計そのものが欠陥品であると。差圧式の水位計は非常にその当初からあの、欠陥が言われていたと聞いています。それで、そういうのにも関わらず、水位計に関しては何もこの新規制基準には書いてありませんし、私はその原子炉の近くに住む者としてですね、やっぱり避難にはある程度余裕があって初めて避難ができるのであって、それにはやっぱり原発の圧力容器の状況はきちっと把握されてないと。その避難するにも時間がなくて、福島のように被ばくするという事態になるのはもう、これはあの、福島を経験してれば明白だと私は思います。それで、規制庁のほうもですね、その、水位計を一つじゃなくて複数付ければ大丈夫だと。それで、あとはその推定によって圧力容器内の水位がわかるようなことを答えているようではすけれども、何か今の時代にそんないい加減な不確定なことをですね、頼っているような現状ではですね、私は到底再稼働は到底あり得ないというふうに私は思ってます。だから、日立なんかと共同でいろいろ改良をするようなことを考えているようではすけれども、今もってそれは改良したということを聞いてませんし、そのことをですね、現状どういうふうに思っているのか。あるいはあその、確実な水位がわかるような方法をですね、これから改良する見通しがあるのか。そのへんがまあはっきりしないことには、再稼働は本当に、私としては許すことはできないと、いうふうに思ってます。

今日あの、別にここで答えられなくてもいいですけれども、文書でそのへんのことをきちっと、あの、教えていただければなあというふうに思ってます。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではご意見ということで。ええ。文書で出せるのであればまた出していただきたいと思います。それでは他の方、どうぞ。えーと、じゃあ竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。お願いします。5ページの工事計画認可申請の補正書の概要のところ。ああ、5分の2、ですね。5分の2のところなんですけれども。たくさんの施設区分があるんですけれども。他の、2番以降のは何となく今までも、こんな対策をしました、こんな対策をしましたっていうのを伺ってたような気がするんですが、一番最初に書いてある、原子炉本体、原子炉圧力容器について、具体的に前に一度伺った時に、工事計画認可申請の段階で耐久性を評価します、ってお答えいただいたと思うんですが、どんなふうな計算をしてこれがあの大丈夫だと判断されたのか、だいぶ作ってから時間も経っていますし、中越沖地震で被災もしている原発ですし、この圧力容器、どのように耐久性を判断したのかっていうのを、今回じゃなくて構いませんので、詳しく資料で教えていただければと思います。

◎桑原議長

それは規制庁さんに、ってことですか。

◎竹内委員

東京電力と規制庁さん、両方に教えていただければ。それぞれがどんなふう。東京電力さんが出して、規制庁さんはどういう判断をしたのかというところで。

◎桑原議長

それでは、今日は。

◎水野柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

すいません。原子力規制庁の水野です。

まだ判断には至ってございませんので、今は審査中でございますので、その判断した結果についてはご回答できないということにはなります。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の太田でございます。これは、今まさに工事計画認可申請の補正書を提出させていただいた段階ですので、これから審査をしていただく段階でございます。

◎竹内委員

どんな計算をして、どんなふう。これで大丈夫だと思いますっていう書類を挙げたの。かかっていうのが見たいなともうんですが、それはダメですかね。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ありがとうございます。今、その耐震設計の基本方針、あるいは強度計算の基本方針、というものを提出させていただいた段階です。ですので、今後具体的な耐震設計の計算結果、強度計算書、といったものを提出させていただいて、審査をいただくという段階に進んで参ります。

◎竹内委員

具体的にこの計算をします、とか、こういうかたちで耐久性を検査します、とかその具体的なものもまだ出ていない、感じなんですか。その具体的なものは出てるんですか、あの結果は出ていなくても。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ありがとうございます。ですので、これから提出していくことになります。今はまだ耐震設計の基本方針、強度計算の基本方針についてお示しさせていただいている段階でございます。

◎桑原議長

それではあの、基本的には審査中とか、これからのについては交渉しないということ、でよろしいんですかね。これから申請を出して、っていうことの申請の内容についてはまだ具体的にあの、検討段階じゃないようなものは、まあ公表は一般的にはしない、という見方でよろしいんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

今後ですね、詳細な計算書については規制庁さんのほうで審査をしていただいて、最終的にももちろん私共としては認可をいただければと思っておりますので、その最終的な段階になりましたらご説明できる時期が来るのではないかと思います。

◎桑原議長

はい、わかりました。それでは、今の段階では無理だ、ということになるかと思えます。それでは他の方。じゃあ、高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。

設置変更許可の段階で一番大きく問題になった、液化化への対応の問題で、規制庁が説明にいらした時に、そこはどうするんだということを、話題にした時に。規制庁のほうの審査会の担当者の方は、それは詳細設計できちんと見ていくんだと、いうように固く、お約束なさいました。で、それである、今これ、基本方針ということなので、そうすると例えばあの、具体的なフィルタベントの基礎の問題とか、そういう、その液化化にどう対応して、どういう工事をして、どう対応していくかというようなことの具体的なものはまだできてないっていうことなんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。液化化に対しての詳細設計については、これから工事計画認可申請の中で詳細にお示ししていくことになります。それを審査していただくことになります。

◎高桑委員

詳細設計が出ていない段階でありながら、2020年度の9月くらいにはほぼあの、見通しが立っているというようなね。私はもうこれを見た時に、詳細の設計ももうできているの

ではないかというふうに私は思っていました。で、できていないということなんですね。それと同時に、詳細のことが分かった段階で、東京電力の武田さんのほうから、フィルタベントのその基礎の問題やなんかについての詳しいあの数値、いろんなものについては順次わかり次第、説明してくださるとここでおっしゃっているので、その説明は今後じゃあ詳細設計が出る、まあ、出ると同時くらいに、この会、この地域の会の中で、こういう数値でこういう状態なので、こういう工事をするんだというようなことは説明いただけるのでしょうか。どうもこの。なんていうのか。繰り返すことにはなりますが、私はこの段階でもう、かなりきちんとした設計がね。あの出来ているもんだ、だからこういうふうにも、あの期間の設定なんかもきちんとして説明できるんだろと思っていたんですが、それができていないってのは。なんとなく私は納得できないところがあるんですけど。もう1回改めて、本当に詳細の設計は提出されてないんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。詳細設計や、いろんな箇所につきまして液状化対策を進めている段階です。ですので、実際に工事が始まっているところは、もちろん詳細設計ができていますからこそ、工事に着手しているわけですので、それぞれ場所に応じて段階が異なります。ですので、まだ詳細設計を進めているところもありますし、詳細設計を確定して工事を始めているものもあります。これら一連につきまして、その内容については工事計画認可申請の中で審査をしていただくということになります。

◎高桑委員

そうしましたら、例えば5分の2のところ、その、どれが詳細設計までできていて、どれはまだできていないのか、ということを示していただけないのでしょうか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。ちょっと今、今日の段階でどれがどう、というふうにはなかなかお答えしづらいのですが、そういった整理も可能でございますので、追ってご説明させていただければと思います。

◎高桑委員

どのように工事が行われているかというところに、とてもあの私はこの安全がかかっていると思っているんですね。その重大なところであるにも関わらず、あの、曖昧な説明の仕方で、どこまでどうなっているかわからない、でも2020年の9月にはね、どうです、と。工事、現地の工事期間はこれまでです、というふうなことが決まっていると。なんとなく、それはおかしいんじゃないかと。いうふうに思うんですね。今、いいましたように、詳細設計がきちんとかつているのは、これとこれ。これは具体的なきちんとしたものが申請されている。これについてはまだ、不明な点がある。はっきりしないので、きちんとした補正書は提出されていない、ということがわかるくらいはね、それくらいの資料を出していただきたいと思っております。お願いします。

◎桑原議長

それではあの、まあ、要望も含めて、東京電力さんには説明できるものがあつたら、説明を今後していただきたいということでもよろしいかと思いますが。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。尚、先ほど、工事の工程につきましてご指摘がありました。工事の完了時期、これはあくまでもこの期間がありきではないということは、先ほどもお話しさせていただきました。工事の進捗状況については変更となる可能性がございますので、詳細設計などの進捗状況によって変更となる可能性はございます。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。お願いします。3ページ。原子炉設置変更許可の概要4分の3と書いた中の、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持と書いてあるんですが、被覆管の閉じ込めってこともちょっとよくわからない。前にあの地震に対して、建屋の機器のどこがこの、弱いのか、いろいろあの数値で示してもらったことがあります。例えば燃料棒をこう、吊り下げる。ね。吊り下げる時の、その吊り下げてる機械が、地震に対して大変弱いんだとかっていう、そういう数値を出してもらったことがあるんですが、その時にはこの、燃料被覆管がですね、地震で落ちるとか、そういう数値なんか全然示されなかった。ここへきてこういう、運転時荷重と基準地震動による地震力に対して評価するっていうんですが、いったいどんなことがあったんですか。その、福島で事故の中でこのことがわかって、こういうことをするようにしたんですか。あるいは柏崎のこの原発においても、この被覆管っていうのは地震力に弱いところがあるっていうこと、で、この対策が始まったんですか。そこらへん、聞かしてください。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。この内容につきましては、特に福島事故との関連ということではなくて、原子炉の中に、燃料を装荷して運転をするわけなんですけど、その運転している状態において地震が来た時に、この燃料被覆管の閉じ込め機能と言っているのは、被覆管に損傷が生じて、被覆管、燃料棒の中に包含されている放射性物質が外に出てこないように、強度を維持すべし、というのがこの規則の内容になります。ですので、特に福島事故ということではなくて、より規則が明確化されたということの範囲になります。

◎桑原議長

はい、宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

ちょっと、それだけじゃわからない。吊り、出し入れする時に、何か例えば地震がきて、ドーンと落ちた。その時に、被覆管がばらばらと割れてですね、ペレットが出るようなことのないようにする、っていう意味なんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

いえ、違います。燃料をあくまでも装填して、装填し終わった状態を言っています。炉心の中、例えば柏崎の6・7号機ですと872体の燃料集合体を炉心の中に装荷します。その装荷した状態で原子炉のふたを閉めて、格納容器のふたを閉めて、そして起動します。そういう運転している段階の時に地震がきて、その時に被覆管が損傷しないように、というのがこの規則の内容です。

◎宮崎委員

ちょっと、何があったんですかって聞くと。まあ疑問です。いったい何があってそういう。私らにすればこの被覆管の危険というのは、水の中に埋まっていなければだめだ。あの運転時ね。それが水が下がってきて、あたまが出すと、溶けだす。メルトダウンにつながるというね。その心配をしてるんですが。地震に対して強化、強化、っていうの、何か初めてみたいで。メルトダウンにならないようにする強化にまたなってるんですか、どうなんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

これはメルトダウンとは全然違う話ですね。もちろん運転中は燃料集合体は水の中に浸かっています。その状態で地震が来ますと燃料集合体1体あたり4.数メートルの長さがありますので、地震によって揺られるんですね。揺られた時に被覆管に損傷が生じないように、というのがこの要求になります。従来もこういった要求は、別な、加工燃料工場が提出する燃料体設計認可申請というような別な認可申請手続きがあるんですが、そういう中で評価されていたものがあります。これを工事計画認可申請の中でもきちんと評価をするというのがこの規則の内容ということになります。

◎宮崎委員

最後ですが。じゃあ厚くするっていうことなんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

いえ。厚くするのではなくて、現状の燃料被覆管が十分、この地震が来た時にも強度的に大丈夫だということを改めて工事計画認可申請の中で評価してお示しするということになります。

◎宮崎委員

えー、示すだけっていうのは何か。現状は変わらないっていうこと。何が一体変わる。数字だけ変え、強化するっての。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

現在使っている被覆管で大丈夫だということを示す、という手続きになります。

◎宮崎委員

なんも変わらないで評価されるんですかねえ。時間ですからいい。

◎桑原議長

そういうことだそうですね。はい。

それではですね、今日発言されてない方を優先に。ご発言をいただきたいと思うんです

が、いかがでしょうか。えーと、それは終わってからにしてください。

もしなければ、えー。変更許可申請についての質疑は。ああ、えーと、どなたがおられますか。石川さん。じゃあ、石川さんどうぞ。

◎石川委員

お聞きしたいことは皆さんのご発言の中にあつたので、私は端的にお聞きするんですけども。この、工事に関しての予算ってどのくらいな。額に達するんでしょうか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。金額については今こういった公の場でなかなかお話しすることができませんので、その点については控えさせていただければと思います。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎石川委員

感想としては、多大なものだとは思いますが。この間の情報会議の、共有会議の時にも申し上げましたが、こういう工事を抱えていながら、まあなんかいろいろなイベントを企画したり、CMを続けるっていうのは一つの企業として、そんなに余裕があるのかな、という気持ちが大いにしております。ですから、本当にこの工事を遂行なさるのであればいろんなことは、なんかこう、控えられたほうがよろしいじゃないかな、という。余計なことですけど、思います。

◎桑原議長

ご意見ということでお聞きしたいと思います。

それではあの、設置変更許可の申請の概要については、こうじ、閉じさせていただきます。それではですね、あとちょっとまだあの時間がございますので。

◎吉田委員

桑原さん、ひとつだけ。一つだけ聞いていいですか。

◎桑原議長

ああ、じゃあどうぞ。

◎吉田委員

サブドレンのことがここに書いてありますよね。それで、さらっとですね、サブドレンの強化し、地震後においてもサブドレン、ポンプをまあ動かして水位を下げるというふうにさらっと書いてありますが、柏崎刈羽の原発の敷地は、福島原発の敷地に比べれば何倍も地下水が多いはずですよ。それにもかかわらず強化する、じゃあどういう強化をするのか、そういう説明をぜひ聞かせていただきたい。これはあの、液状化にも関係することですので、そのへんはきちっと説明していただければなあというふうに思います。東京電力をお願いします。

◎桑原議長

それは、次回以降でもよろしいですか。それとも、今日わかることは、っていうことで

すか。

◎吉田委員

今日わかることで答えていただいて、不足分は次回文書にさせていただければなということです。

◎桑原議長

それではお願いします。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、ありがとうございます。今おっしゃられました強化という観点については、地震に強くするという。また電源について非常用の電源から電源を取ることの意味での強化でございます。元々、サブドレンの機能については地下水を十分汲み上げるだけの機能を有しているわけなんです、地震の時にそのサブドレンが止まらないように、ということで耐震、それから電源の観点での強化を図った、という趣旨でご説明をいたしました。

◎桑原議長

はい、それではですね。

◎高桑委員

そうすると、液状化のことはまだ検討してないということですか。液状化の影響はどうか、ってことについてはどうなんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ありがとうございます。液状化は液状化として、また別途検討しているということ、武田のほうからもご説明したとおりです。

◎桑原議長

まあ、液状化については検討中で、詳細はまだ発表できないっていう段階ということ、よろしいんでしょうか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

液状化を考慮した詳細設計については、先ほどと同じ回答で申し訳ないんですが、液状化について詳細設計が終わったもので工事進めているものもありますし、現在検討、詳細設計を進めているものもございます。

◎桑原議長

部分的にやはりあの、申請を出して許可されたものから工事を始めてるっていう意味でよろしいんですか。

◎太田原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

工事はですね、元々この設置許可、工事計画認可というものについては並行で進んでいるところがございまして、詳細設計について認可をいただきながら、また審査の中でご指摘があれば、その設計をさらに反映していく、ということ、順次対応として進めていくこととなります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではまだあの、たくさんの質問あるかもわかりませんが、次回以降も時間ございますのでまた質問をしていただければと思います。

それである、先ほどちょっとまだ他に発言したいという方もございましたので、残り時間わずかでございますが、今日発言いただいてない方から質疑というかたちにはならないと思いますが、ご意見がありましたらご指名しますんで順にちょっと発言していただければと思います。入澤委員、いかがですか。今日の内容について。

◎入澤委員

えー、すいません。刈羽村の商工会の入澤です。本年もよろしく申し上げます。

そうですね、今回の件に関しては私のほうからは特に意見というかたちはないんですけども。先ほど他の委員さんからも発言されたように、言葉一つでちょっと、受け取る側の印象っていうのがだいぶ変わったりしてですね。元々、まあちょっとねえ。せっかくここに。原子力発電所があるんだから、まあ動いてもいいんじゃないかな、っていうぐらいの感覚の人が言葉一つ。その、そうですね。報道、報道の捉え方とかで、それが、反対派に変わってしまうっていう可能性もあると思いますので、そのへん。私もいつもそうやって、あのなかなか言いたいことが伝わらずにですね、失敗した経験もいっぱいありますけども、まあやっぱり会社が大きいということは、そのへんのリスクも大きいと思いますんで、まあそのへんを注意しながら。まあ是非、ご回答だったり、ご説明のほうお願いしたいと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは町田さん、いかがでしょうか。

◎町田委員

町田です。お願いします。

一番最初のエネルギー資源庁。ああ、資源エネルギー庁ですね。あの、再生可能エネルギー云々と毎回いろいろ出てくるんですけど。結局その、系統接続は解決したんですかね。そもそも、太陽光作れだの、その風車作れっていうけど、九州はみんな止めてるじゃないですか。で、新潟がじゃあ作って、東北電力も止めるっていつてるんですけど。東京電力もじゃあ。原子力が動いたら結局この再生可能エネルギーみんな止めなきゃなんでしょう。どういうその、エネルギー資源庁は。資源エネルギー庁は、どういう計画してその、再生可能エネルギーを盛り込もうとしてるのか。私んとこの風車もこの前12月に転送遮断機ってのが壊れて、250万もするんですよ。それが東北電力からスイッチ一つ推すと電源をカットするんですよ。で、それ付けなきゃ、もう電気買わないって言ってるわけ。じゃあ太陽エネルギーほどの規模にその250万もする装置を付けさせて、ボタンしたら、押ししたら、電話回線でもって遮断しちゃうわけですよ。そういうのとか、その、資源エネルギー庁は、みんなすべて把握して、そのどういうふうにエネルギーを動かして、自然エネルギーはどういうふうにカットされて、原子力とどうすんのか。多分、電源を調整するのなんて

水力くらいしかできないですよ。火力も無理だし、原子力もできませんわそんな。ちょこちょこ減らしたり増やしたりなんて。でも現実には太陽は昼間しかダメだし、風車なんて冬しかダメだし。よくその、資源エネルギー庁も考えて我々にその。こうやったらどうですか、っていうものを出してほしいんですよ。こんなお金も莫大な金使って。結局みんなカットしちゃうんじゃないですか。もうちょっとその、再生可能エネルギーをちゃんと導入できるように、あの、お願いしますよ、提案を。そういうことです。

◎桑原議長

じゃあ、ご意見ということでよろしいでしょうか。それでは三宮委員さん。なんかコメント、ありましたら。

◎三宮委員

はい、三宮です。コメント。東京電力ホールディングスさん。そんなに言葉を選びすぎないでいいと思います。そんなに丁寧にお答えいただかなくても、もうちょっと率直にです。いえるものは言い、言えないものは言えない。もうちょっとはい。ずっと入ってきていただいたほうが、かえってわかりやすいんじゃないかな、というふうに思います。以上です。はい。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは田中委員さん、どうぞ。

◎田中委員

はい。柏崎青年会議所の田中でございます。ここはもう、意見だけっていう感じですかね。できれば。はい。

じゃあ私からは一つ。意見というか質問も入っちゃうんですけど、要望になるんですけども。今その、資源エネルギー庁さんですよ。渡邊さんのほうで資料に、エネルギー構造高度化、転換、理解、促進事業、補助金ということでこれ来年度の予算になると思うんで、きっと詳細なことはまだ確定はされていないと思うんですけども。事業イメージのほうを見てると、ソフト事業とハード事業と両方あって、この事業内容っていうのが今柏崎市が考えていることと結構ガチできる場所があるんじゃないかなっていうふうに認識をしています。あの、昨年度柏崎市としては事業峻別を行ってかなりの苦労をされた中で何とか2億円という予算を引っ張りだしてきて、その内の半分をエネルギー関連のものに充てていくというふうに承知しておりますけども、ぜひ国としても柏崎市が行う事業に対して、もしそのガチできる場所があれば事業内容見ていただいて、後押しをしていただくことができれば、よりこの地域で新しい活動に向かって、新しいエネルギー事業に向かってね、背中を押してもらえるとしますし、あと、柏崎市さんにおいて。柏崎市においては国との歩みが一緒にできればきっと、市長が考えている新しいエネルギー、エネルギーの町ですよ。に対して、よりね、力強く進むことができますので、ぜひあの、まだエネ庁さんとしても来年度予算のことなんでわかんないことが多いと思いますけども、一つ一つわかることができ、いつぐらいに申請のタイミングが来るとか、そういったものが

わかり次第、市のほうだったり、地域の会だったりで、報告いただいて、今この現状なんだよ、とか。予算はだいたいこれくらいで、各自治体に対してはこれくらいの予算が付けられるんだよ、とか、一つひとつわかったらもうすぐにこういった情報を自治体のほうに供給していただきたいと思いますし、柏崎市さんとしてもぜひあのそれを受け取るようにしていただいて、この地域をよりエネルギーの町としてね、活性化させていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは三井田委員さん、お願いします。

◎三井田委員

エネルギーフォーラム三井田です。今日まあずっと聞いていて思ったのはあの、私たち質問する側ももうちょっとこう理解する努力したほうがいいなっていう部分があったのと、なんて言うんですかね。規制する側の問題も東京電力に聞くの私ちょっとお門違いなところもあるので、聞くところもちょっと考えたほうがいいなと思いました。

で、東京電力さんだけじゃなくてオブザーバーの方皆さんにお願いなんですけど。皆さん方は多分その、こういうところに来ることに長けてらっしゃる方々なんですけど、私たち地域の会のメンバーっていうのは、なかなかその自分たちの思いがうまく。例えば質問だったりとか意見とかってこう。その、それをしゃべるプロじゃないので、なかなか伝えることが、気持ち伝えられることができないと思うんですけど。なるべくそれを皆さん汲んでいただいて、何を聞きたいのか何が心配なのかっていうのをもうちょっと汲む努力をしていただかないと、端から見ると会話がすごくかみ合っていないことが結構多いので、多分委員はそんなにその、トレーニングして話したりしてるわけではないので、もちろんその努力を委員はする必要があると思うんですけど、あの、オブザーバーの皆さんもうちょっと。なんていうんですかね。何が言いたいのかな、っていうことを聞く努力をしていただきたいなと思いました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは須田委員さん、お願いします。

◎須田委員

はい。須田でございます。よろしく申し上げます。

私も昨年、福島の方に行ってみましたが、この放射性物質が当初、袋に入れてシートをかけて、っていうふうなテレビ報道の中で私はそれを信じておりましたが、行ってみたらめくれているものとか、いろいろなものがあつたように私は思うんですが、そこらあたりをチェックする、っていうか、し切れないんだという部分もあるかもわかりませんが、されているのかどうかお聞かせ願いたいのと、今その汚泥の引き取りについて、東京電力さんのほうでは。ホールディングさんのほうでは、私らは、その、そういう資格を有してないんだということはわかりましたが、そういう汚泥を処理する今現在の品物を処理する業者が、非常に手を挙げる業者が多いのか、それとも探さなきゃなら

ない状況なのか。そこらあたりをちょっと聞かしてください。私はそこら、わからないので。お願いします。

◎桑原議長

回答につきましては次回でよろしいでしょうか。それではあの、山崎委員。

◎山崎委員

山崎です。最後のほうですけども、申請状況のそのお話、ってか説明をしていただきましたけども。東電さんにつきましては、まあ一生懸命説明してもらっているんですが、なかなか私のほうについては、理解できなかつた。いう、大変申し訳ないんですけども、まあ難しい言葉だとかということ、もう少しやるようであれば、まあわかるように、あまり専門的な言葉を使わないで、やっていただいたほうがいいんじゃないかなあというふうに思います。まあ皆さん一生懸命で説明してくれんのはわかるんですが、まあ本人としてはちょっと理解ができなかつたということです。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それではですね、ちょっと皆さんにご報告したいことがございますので。

今ほど、地域の会 9 期の推薦依頼団体の一覧表を委員の皆様にはお配りしたと思うんですが、現在の地域の会の第 8 期委員はですね、本年 4 月末をもって任期を迎えることとなっておりますので、今後 9 期委員の推薦作業に入ります。つきましては 12 月の運営委員会において、推薦を依頼する団体について協議した結果、今お配りしました一覧表の通り、現在と同じ 19 団体とさせていただきますので報告をさせていただきます。今後は事務局から各団体宛てに推薦依頼の文書をお送りさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

尚、刈羽村の団体につきましては、刈羽村役場経由の依頼となりますので、ご承知おきをいただきたいと思ひます。

それではあの、第 187 回の定例会はこれで締めさせていただきますが、最後に事務局からのご連絡。お願いします。

◎事務局

今ほどの推薦依頼の件でございますが、締め切りは 2 月の 15 日ということでさせていただきます。明日以降ですね、それぞれ郵送または直接それぞれの団体の代表者もしくは事務局あてにお送りをさせていただきますので、またその旨事務局、または代表者にお伝え願えればと思ひます。今日、代表者の方がおられる方は今日お渡しをさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それから、次回の定例会でございますが、第 188 回定例会、来月の 2 月 6 日、午後 6 時半から、この場所にて開催となりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは以上を持ちまして、第 187 回の定例会を終了させていただきます。大変どうもお疲れ様でした。

◎桑原議長

ありがとうございました。

－ 終了 －